

(写)

長門市告示第 157 号

令和 2 年 9 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 2 年 9 月 1 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 2 年 9 月 11 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 令和 2 年度長門市一般会計補正予算（第 8 号）

第 2 号 令和 2 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 3 号 令和 2 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 4 号 令和 2 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 5 号 令和 2 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 6 号 令和 2 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 7 号 令和元年度長門市水道事業会計決算の認定について

第 8 号 令和元年度長門市下水道事業会計決算の認定について

第 9 号 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第 10 号 長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 11 号 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 12 号 財産の取得について（GIGA スクール用端末）

第 13 号 訴えの提起をすることについて

第 14 号 市の区域内の字の区域の変更について

第 15 号 七重辺地に係る総合整備計画の変更について

第 16 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報告

第 1 号 権利の放棄について

令和 2 年 9 月

長門市議会定例会

議 案

目 次

議 案

- 第 1 号 令和 2 年度長門市一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 2 号 令和 2 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 号 令和 2 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 号 令和 2 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 号 令和 2 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 号 令和 2 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 号 令和元年度長門市水道事業会計決算の認定について
- 第 8 号 令和元年度長門市下水道事業会計決算の認定について
- 第 9 号 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 号 長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 11 号 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 12 号 財産の取得について（GIGA スクール用端末）
- 第 13 号 訴えの提起をすることについて
- 第 14 号 市の区域内の字の区域の変更について
- 第 15 号 七重辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第 16 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報 告

- 第 1 号 権利の放棄について

議案第 7 号

令和元年度長門市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度長門市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 8 号

令和元年度長門市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度長門市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 9 号

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 2 年 9 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年長門市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（感染症防疫作業手当の特例）

- 2 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、別表（感染症防疫作業手当に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 3 前項の感染症防疫作業手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 3,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、作業に従事した日 1 日につき 4,000 円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例附則第 2 項及び第 3 項の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

議案第 10 号

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

令和 2 年 9 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例（平成 26 年長門市条例第 23 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 42 条第 4 項中「特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係
る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次のいずれかに該当する
とき」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特
定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保
育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による
特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係
る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が
提供されるよう必要な措置を講じているとき。

（２）特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確
保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 42 条第 5 項中「前項」の次に「（第 2 号に該当する場合に限る。）」を加え
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 2 年 9 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年長門市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）市長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

（2）家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 6 条第 5 項中「前項」の次に「（第 2 号に該当する場合に限る。）」を加える。

第 37 条第 4 号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

財産の取得について（GIGA スクール用端末）

下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び長門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年長門市条例第 56 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

1 取得財産

GIGA スクール用端末（Chrome OS） 1, 9 7 1 台

2 取得価格

8 2, 5 2 5, 7 7 0 円

（うち消費税及び地方消費税の額 7, 5 0 2, 3 4 3 円）

3 契約の方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約

（山口県教育 ICT 推進協議会が実施した GIGA スクール用端末（Chrome OS）
共同調達公募型プロポーザル方式）

4 契約の相手方

山口市佐山 1－7

株式会社ソルコム 山口支店

支店長 林 満生

議案第 13 号

訴えの提起をすることについて

下記事件について訴えの提起をしたいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

1 当事者 原告 長門市

被告	
被告	
被告	
被告	
被告	
被告	
被告	
被告	
被告	

2 事件名 抵当権設定登記抹消登記手続請求事件

3 請求の趣旨

(1) 被告らは各自、原告に対し下記物件記載の土地につき、萩区裁判所深川出張所大正 13 年 9 月 17 日受付第 4059 号の下記登記目録記載の抵当権設定登記の時効消滅を原因とする抹消登記手続をせよ

(2) 訴訟費用は被告らの負担とする
との判決を求める。

4 物件一覧

長門市深川湯本字平町 2230 番 3

長門市深川湯本字平町 2230 番 4

長門市深川湯本字平町 2230 番 9

5 登記目録

萩区裁判所深川出張所大正 13 年 9 月 17 日受付第 4059 号抵当権設定登記

原 因 大正 13 年 9 月 17 日設定

債 権 額 金 3,320 円

抵 当 権 者

[REDACTED]

[REDACTED]

(ただし、被告らは相続人である。)

共 同 担 保 目録 (お) 第 991-901 号

議案第 14 号

市の区域内の字の区域の変更について

長門市俵山の一部地域の地籍調査の成果に係る土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による山口県知事の認証のあった日から、長門市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

字の区域の変更明細書

字区域變更調書

[illegible]

処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する

議案第 15 号

七重辺地に係る総合整備計画の変更について

七重辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

総合整備計画書（第一次変更）

山口県長門市俵山 七重辺地
(辺地の人口 50 人、面積 9.0 k m²)

1 辺地の現況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

今八幡、飯山、市木田、桑ヶ浴、栗ノ木、神田、金山、赤田、栗木、船橋、綾杉、魚切、小出石、大無田、上ヶ原、中河原、中村、砂連、宮ヶ原、大柳、椎ノ木、嶽村、弥五郎田、藪奥、嵩、網掛、深切、中嶽、大河内、一位ヶ嶽、大志婦里

(2) 地域の中心の位置

長門市俵山字中村 7129

(3) 辺地度数

150 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該地区は、市の中心部から約 19 k m に位置し、奥深い谷あいには農家が点在する集落で、バス停まで 2 k m を超えるなど不便な生活環境にある。

このため当該地区においては、道路の整備を促進し利便性の向上を図るなど、住民生活環境の改善に努める必要がある。

3 公共施設の整備計画

平成 30 年度から令和 2 年度まで 3 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	長門市	(80,000)	(43,200)	(36,800)	(36,800)
市道八幡線改良		128,477	53,279	75,198	72,900
計		(80,000)	(43,200)	(36,800)	(36,800)
		128,477	53,279	75,198	72,900

上段：(変更前)、下段：変更後

議案第 16 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 2 年 9 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 田中裕子
- 3 生年月日 [REDACTED]

報告第 1 号

権利の放棄について

長門市債権管理条例（平成 28 年長門市条例第 6 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 2 年 9 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也
(上下水道局)

記

長門市債権管理条例第 12 条第 1 項により放棄する債権一覧（令和元年度執行）
(単位：人、件、円)

債 権 名	計	放 棄 の 事 由		
		第 1 号 時効期間 満了	第 3 号 相続人なし 等	第 6 号 生活困窮
水道料金 (人数)	13	10	2	1
(件数)	114	107	4	3
(金額)	364,657	349,113	10,144	5,400

※第 2 号、第 4 号、第 5 号については該当なし